



ひと、くらし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

報道関係者 各位

平成30年7月9日
宮城労働局労働基準部賃金室
賃金室長 高橋 和則
地方賃金指導官 金子 貴範
電話 022(299)8841

「宮城県最低賃金」の改正決定を諮問

宮城労働局長（北條 憲一）は、7月9日、宮城県最低賃金（現行、時間額772円）の改正決定について、宮城地方最低賃金審議会（会長 赤石 雅英 公認会計士）に諮問を行いました。

同審議会はこの諮問を受けて、公益、労働者及び使用者を代表する委員により構成される専門部会を設置し、現行最低賃金額改正のための調査審議を開始することとしました。

なお、宮城県最低賃金は、宮城県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パート、アルバイトを含む。）に適用されるものです。

参考

平成29年度は、7月11日諮問、8月4日答申、10月1日発効となりました。

参考資料

宮城県最低賃金推移(表・グラフ)

各都道府県の目安ランクと東北地方の最低賃金額(図)

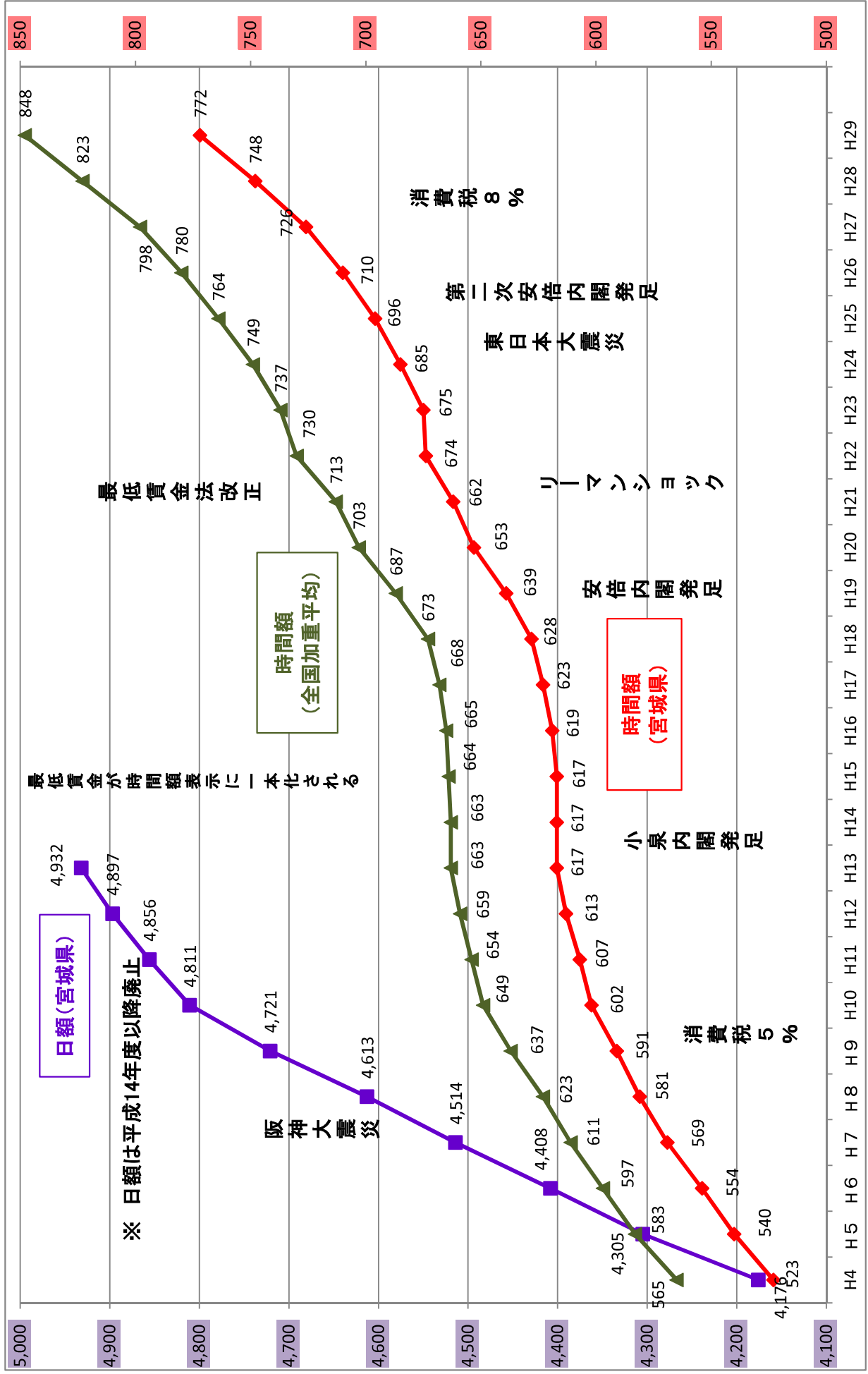
宮城県最低賃金の推移

年度	日額(円)	時間額(円)	引上額(円)	引上率(%)	発効年月日
H4	4,176	523	21	4.22	10月1日
H5	4,305	540	17	3.09	10月1日
H6	4,408	554	14	2.39	10月1日
H7	4,514	569	15	2.40	10月1日
H8	4,613	581	12	2.19	10月1日
H9	4,721	591	10	2.34	10月1日
H10	4,811	602	11	1.91	10月1日
H11	4,856	607	5	0.94	10月1日
H12	4,897	613	6	0.84	10月1日
H13	4,932	617	4	0.71	10月1日
H14		617	0	—	10月2日
H15		617	0	—	
H16		619	2	0.32	10月1日
H17		623	4	0.65	10月1日
H18		628	5	0.80	10月1日
H19		639	11	1.75	10月20日
H20		653	14	2.19	10月24日
H21		662	9	1.38	10月24日
H22		674	12	1.81	10月24日
H23		675	1	0.15	10月29日
H24		685	10	1.48	10月19日
H25		696	11	1.61	10月31日
H26		710	14	2.01	10月16日
H27		726	16	2.25	10月3日
H28		748	22	3.03	10月5日
H29		772	24	3.21	10月1日

日額廃止

《宮城県最低賃金の推移》

単位:円



各都道府県が目安ランクと東北地方の最低賃金額

数値は時間額

